

各都道府県・保健所設置市
自動車リサイクル法御担当課（室）御中

経済産業省製造産業局自動車課
環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
企画課リサイクル推進室

関連事業者の廃業又は失踪等を理由として発生した仕掛移動報告への対応について

日ごろから、自動車リサイクル法の円滑な施行については、御尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて使用済自動車の引取り・引渡しの実施状況については、使用済自動車の再資源化等に関する法律（以下「法」という。）第 81 条の規定に基づき、同法第 2 条第 17 項の規定に基づく関連事業者（引取業者、フロン類回収業者、解体業者、破碎業者）及び自動車製造業者等によって情報管理センターに報告されているところです。

しかし、関連事業者が廃業等事業が継続できないことを理由にして、使用済自動車を後工程、又はフロン類やエアバッグ類を自動車製造業者等が指定する引取場所に引き渡したまま移動報告を行わずに廃業又は失踪したと推察される事例、あるいは移動報告内容が不備の状態のまま廃業又は失踪したと推察される事例が散見されていることから、後工程における移動報告が継続できず、引取り・引渡しされた使用済自動車等の適正処理の障害になっているところです。

このため、今般、関連事業者の廃業又は失踪等を理由として発生した仕掛移動報告への対応について平成 22 年 11 月 15 日（月）より下記のとおり取り扱うよう変更することとしますので、遺漏のないよう運用をお願いします。

記

1. 関連事業者の廃業又は失踪等の事実や使用済自動車等対象物品（使用済自動車等の所在や処理状況等）の確認（以下「現物確認」という。）については、当該事業者を所管する自治体は、破産管財人や廃業又は失踪事業者の経営者等への聴取調査及び事業所への現場確認を行うこと。
2. 上述 1. の行政機関（主務官庁及び自治体）による調査事実に基づき、関連事業者の廃業又は失踪等の事実等が確認できた場合にあっては、使用済自動車等が現に存在する処理ルートに沿って後工程の関連事業者が移動報告を行うことができるよう、情報管理センターは必要なシステム処理を行うこと。

3. 上述2. のシステム処理を行う前提として、行政機関（自治体若しくは主務官庁）は、事業者廃業又は事業者失踪及び使用済自動車等の存在等事実関係を記載した書面等の連絡（電子メール等による連絡も可）を情報管理センターに対し行うこと（なお、フロン類やエアバッグ類の指定引取場所における現物確認は、当該事業者を所管する主務官庁（経済産業局・地方環境事務所）が確認を行い、情報管理センターに対し連絡を行うこととしている。）。
4. 上述2. のシステム処理を行った場合にあっては、情報管理センターは、行政機関（主務官庁及び自治体）に対しその内容について報告を行うこと。

【問い合わせ先】

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
企画課リサイクル推進室 担当：三輪、三石
TEL:03-3581-3351（内線6828）
E-mail: hairi-recycle@env. go. jp

各都道府県・保健所設置市

自動車リサイクル法ご担当課(室)御中

公益財団法人 自動車リサイクル促進センター

情報管理部

事業者の廃業または失踪等により発生した仕掛移動報告への対応について

自動車リサイクル法に定める関連事業者の突然の廃業または失踪等により仕掛かりの移動報告を残してしまうことがあります。車両を後工程、またはフロン類やエアバッグ類をメーカー指定引取窓口に、現物だけ先に引き渡しておきながら引渡報告を行わずに廃業または失踪、あるいは引渡報告内容に不備を残したまま廃業または失踪したと推察される場合、後工程では移動報告を継続することができず、引き取った現物の適正処理を始めることができません。

そこで今回、このような事案が発生した場合の関係各所における対処方法について主務官庁と調整の上、下記のとおり対応することといたしましたので、所管事業者が関係する該当事案が発生した際には、平成22年11月15日(月)より下記のとおりご対応いただきますよう、よろしく願いいたします。

記

【基本方針】

事実関係(現物の所在や処理状況等)が確認できた場合、現物の処理ルートに沿って後工程の事業者が移動報告を行えるよう、情報管理センターにてシステム処理※(当該事業者の移動報告の『スキップ処理』あるいは『修正処理』)を行います。

- ※ システム上では通常の移動報告を行った場合と同様の履歴が残ってしまうため、これを区別するために別途台帳にて管理し、正規の移動報告と区別します。

『スキップ処理』

電子マニフェストシステムでは、前工程による引渡報告が行われた後でなければ、引取報告が行えません(引取業者を除く。)。このため、事業者が不存在となって移動報告が滞った場合、後工程が引取報告を行えるようシステム処理を行う必要があります。この処理を『スキップ処理』と定義します。

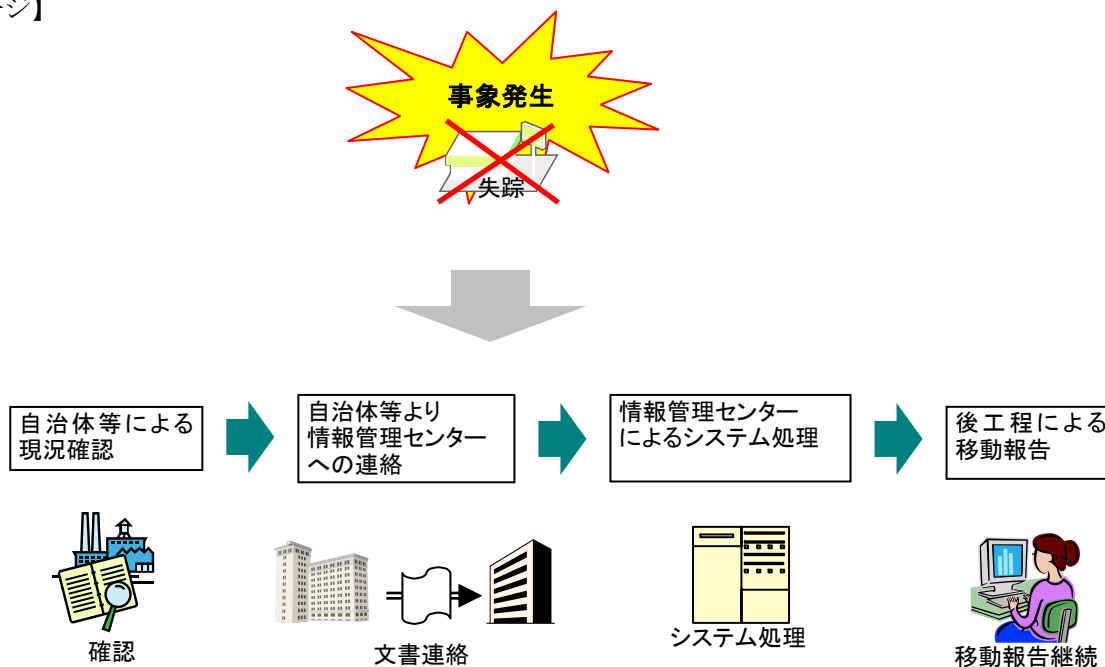
『修正処理』

引取業者が装備情報(フロン類・エアバッグ類の有無)を間違えて移動報告した後に廃業または失踪と推察される場合、もしくはフロン類回収業者・解体業者が荷姿(ボンベ/回収ケース)への紐付けを誤り、フロン類・エアバッグ類を引渡報告してそのまま廃業または失踪したと推察される場合、後工程では正しい移動報告が行えません。このため、後工程が正しく移動報告できるよう、システム処理を行う必要があります。この処理を『修正処理』と定義します。

【処理実施の判断】

上述のスキップ処理等を行う前提として、自動車リサイクル法の規定では情報管理センターがその判断・処理の権限を有していないため、その運用は厳格なルールの下、行政機関(主務官庁もしくは自治体)からの事業者の状況確認および現物存在等の事実関係を記した連絡文書の受領を必須とします。

【手順イメージ】



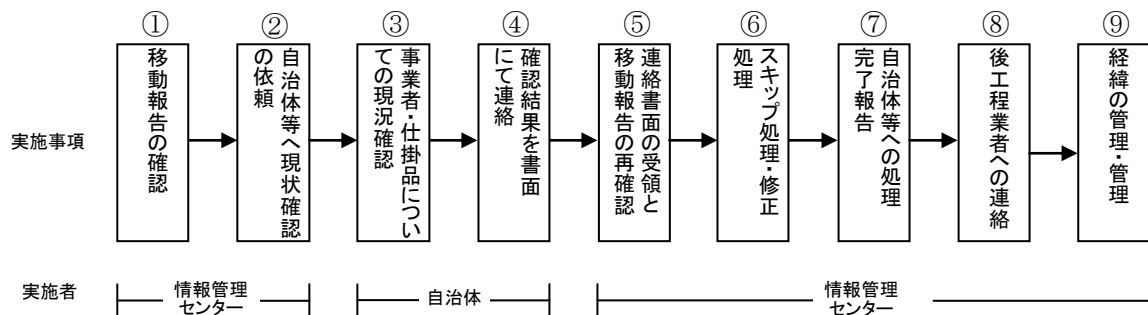
【運用上の基本ルール】

- 事業者の廃業または失踪等の事実や対象物の確認については、当該事業者を所管する自治体のご担当者にて、破産管財人や廃業または失踪事業者の経営者等への聴取調査および事業所の現場確認を行っていただき、事実関係の確認後、速やかに情報管理センターへ書面(メール添付文書も可)でご連絡いただきます。
- フロン類・エアバッグ類のメーカー指定引取場所での現物確認は、当該事業者を所管する経済産業局・地方環境事務所により確認し、情報管理センターへ書面(メール添付文書も可)でご連絡いただきます。
- 情報管理センターは法律上職権を有していないため、『情報管理センターは自治体等から事実確認の連絡があれば、これに基づいてシステム処置を施して良いことが、既に行政機関(自治体および主務官庁)により判断されたもの』として処理を行います。なお、このような処理を行った場合は自治体もしくは主務官庁に適宜その旨を報告します。

※現物が廃業または失踪事業者の所に残っていたり、現物の所在が判明しない場合は今回の対象には適用されず、別途検討事項としております。

【具体的な手順】

- ① 情報管理センターに事象発生の第一報が入った場合、速やかに移動報告状況を確認します。
- ② 情報管理センターより所管自治体に対し、事業者不存在の確認・現況確認を依頼(自治体にて加入電話の不通話確認・事業所の現場確認・破産管財人等代理人への問合せ等)させていただきます。また、メーカー指定引取場所にフロン類・エアバッグ類がある場合には、当該事業者を所管する地方経済産業局・地方環境事務所に対して現物の存在確認を依頼させていただきます。
- ③ 自治体等にて、事業者が存在しないことを確認いただくとともに、移動報告が仕掛かり中の使用済自動車・解体自動車／フロン類／エアバッグ類が後工程の事業者が存在していることを現場(後工程の事業場)で確認させていただきます。
- ④ 自治体等にて現状確認後、その旨をご連絡いただく書面を情報管理センターに送付いただきます。
- ⑤ 情報管理センターにて、自治体等からの確認連絡の書面を受け取ったのち、再度仕掛かり中の移動報告の状況を確認します。
- ⑥ 情報管理センターにてスキップ処理・修正処理を実施します。
- ⑦ 情報管理センターにて処理完了の旨を自治体・主務官庁(本省および経済産業局・地方環境事務所)へ報告します。
- ⑧ 情報管理センターより、後工程事業者(メーカー指定引取場所含む。)に対して、移動報告が可能となった旨を連絡します。
- ⑨ 情報管理センターにて経緯を記録し、少なくとも5年間は保管します。



以上

【連絡文章送付先(お問い合わせ先)】

〒105-0012
 東京都港区芝大門一丁目1番30号 日本自動車会館11階
 公益財団法人 自動車リサイクル促進センター
 情報管理部(情報管理センター) 担当: 下川、小久保
 電話 : 03-5733-8303
 e-mail : j-kanribu@jarc.or.jp

自治体からの連絡文書（例）

滞留移動報告についての連絡

公益財団法人 自動車リサイクル促進センター
情報管理部長

●●県 ●●部
●●課長

当県(市)内の解体業者が移動報告仕掛かり中に所在不明となり、引渡先の破砕業者での業務に支障をきたしているとの連絡を受けた。

この度、その事実関係を以下のとおり確認したため連絡します。

【事業者情報】

《所在不明の事業者》

(株)●●●●●

自治体登録番号:00000000000

事業所所在地:●●県●●市●●1-1-1

《引渡先の事業者》

△△△△△(株)

自治体登録番号:11111111111

事業所所在地:△△県△△市△△2-2-2

【対象車台番号】

車台番号:AAA111-000001

【未実施の移動報告】

解体業者から破砕業者への解体自動車の引渡報告

【事業者および車台の状況】

当県(市)職員により当該事業所に出向いたところ、既に更地となっており、営業活動が行われている形跡はない。さらに、電話も解約されているため連絡も取れない状況であるため、廃業または失踪したと推察される。

また、対象の解体自動車は引渡先の破砕業者に現在保管されていることを確認。

以上

主務官庁（経済産業局・地方環境事務所）からの連絡文書（例）

滞留移動報告についての連絡

公益財団法人 自動車リサイクル促進センター

情報管理部長

経済産業省●●経済産業局 ●●課長

環境省△△地方環境事務所 △△課長

以下の解体業者が移動報告仕掛かり中に所在不明となり、引渡先のエアバッグ類メーカー指定引取場所での業務に支障をきたしているとの連絡を受けた。

この度、その事実関係を以下のとおり確認したため連絡します。

【事業者情報】

《所在不明の事業者》

(株)●●●●●

自治体登録番号:0000000000

事業所所在地:●●県●●市●●1-1-1

《引渡先のエアバッグ類メーカー指定引取場所》

◇◇◇リサイクル(株)

事業所所在地:◇◇県◇◇市◇◇3-3-3

【対象物品の車台番号および荷姿ID】

車台番号:AAA111-000001

荷姿ID:AZ-20080902-000001

【未実施の移動報告】

解体業者によるメーカー指定引取場所へのエアバッグ類引渡報告

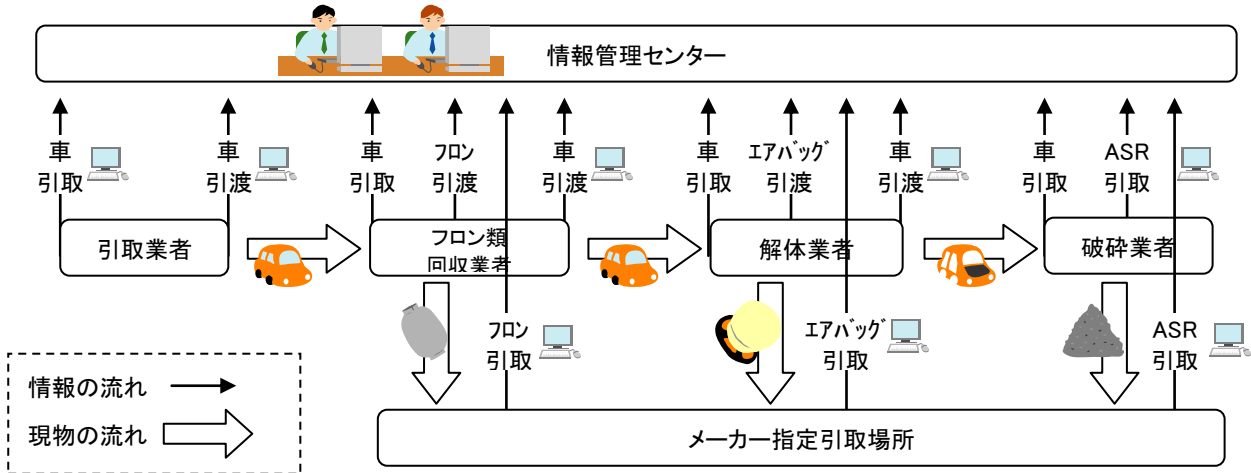
【事業者およびエアバッグ類の状況】

当省職員がメーカー指定引取場所に出向き、対象のエアバッグ類が保管されていることを確認した。

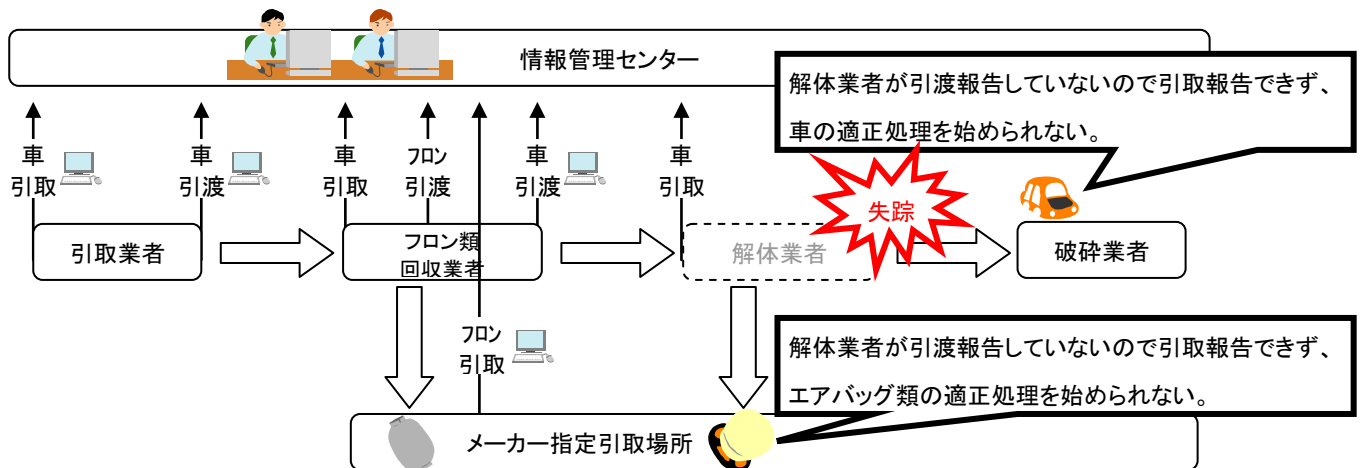
以上

スキップ処理案件(例)

【通常の流れ】



【解体業者が現物だけ引き渡し、引渡報告せずに所在不明となった場合】



【失踪・現物確認＋スキップ処理】

